

被災医療機関向け 経営支援ガイド

2024年2月19日・石川県保険医協会作成

1. 一時休業する際などに活用できる制度・・・・・・・・・・ 2 ページ
2. 医療機関が利用できる補助金・融資・・・・・・・・・・ 4 ページ
3. 税金の特別措置・・・・・・・・・・ 10 ページ
4. 社会保険料の特別措置・・・・・・・・・・ 11 ページ
5. 中小企業退職金共済制度・財形制度の特別措置・・・・・・・・ 12 ページ
6. 公共料金等の特別措置・・・・・・・・・・ 13 ページ
7. 債務整理支援・・・・・・・・・・ 14 ページ

◎ 災害復旧費補助金の書類提出期限は 2/26 (月) …4 ㊦

◎ 第 2 回石川県物価高騰対策支援事業の申請期限は 3/8 (金) …9 ㊦

■ 石川県保険医協会「令和 6 年能登半島地震」特設ページ

このガイドで紹介している内容は今後変更される可能性があります。内容の変更や新しい支援策が示された場合にはホームページにて適宜資料を更新します。特設ページには、

経営支援ガイド以外にも「被災者医療ガイド」や様々な情報を紹介しています。

<https://ishikawahokeni.jp/>



■ 石川県保険医協会の会費や共済制度掛金について

保険医協会の会費や共済制度掛金について、被災が理由で今後のお支払いが難しいという場合には「お支払い猶予」とすることが可能です(猶予期間中でも会員・加入資格に影響はありません)。特に会費については、先生のご希望を伺いながら可能な限り柔軟な対応をさせていただきたいと思っております。まずは保険医協会までご相談ください。

電話 076-222-5373 メール ishikawa-hok@doc-net.or.jp

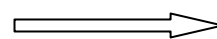
■ 石川県の事業者向けワンストップ相談窓口、説明会

石川県では被災事業者の事業継続に向けた経営相談や、補助金・資金繰り・雇用維持等に関する支援策の活用などの相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を開設しました。また、2月21日～3月14日まで、能登各地で事業者支援施策説明会が開催されます。

- ワンストップ相談窓口 電話 0120-330-955 (9:00~18:00)
- 対面による相談 場所：石川県工業試験場1階(事前予約制)(9:00~18:00)
- 事業者支援施策説明会(2/21~3/14、能登各地で開催(オンライン同時開催なし))

・ 申込み：<https://forms.gle/ydeb2N2qUwULKC3f9>

・ 説明会専用ダイヤル：076-225-2710



お申し込みフォーム

1. 一時休業する際などに活用できる制度

<概要>

(1) スタッフに休業手当を支払った場合は…

⇒ 雇用調整助成金の特例措置を受けることができます

(2) スタッフに休業手当や賃金を支払っていない場合は…

⇒ 労働者は雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を受給できます

(3) 相談先

- ・ 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）⇒ 労働基準監督署
- ・ 事業所の休業に関する助成金・雇用保険の特例給付⇒ ハローワーク

(1) スタッフに休業手当を支払った場合は…

雇用調整助成金の特例措置を受けることができます。地震に伴う経済的理由により休業・事業縮小するなどした事業主が、労働者の雇用の維持をした場合に休業手当等の一部を助成する制度です。

<雇用調整助成金の特例措置>

○ 特例対象期間

2024年1月1日から6月30日の間に休業開始等が対象

○ 助成内容

	助成率	日額上限額（1人）
中小企業（従業員100人以下の医療法人、個人開業医も対象）※	5分の4	8,490円

※従業員が101人以上の場合は大企業に分類され、助成率は3分の2になります。

○ 特例措置

生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮、計画届の事後提出が可能 など

○ 申請者

事業主（医療機関）

○ 問合せ先

- ★ 雇用調整助成金コールセンター 0120-603-999（9:00～21:00 土日祝含む）
- ★ 石川労働局 電話 076-265-4432
- ★ 労働基準監督署（七尾：電話 0767-52-3294）

(2) スタッフに休業手当や賃金を支払っていない場合は…

災害により事業を休止・廃止した場合、労働者は雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を受給できます。実際に離職していなくても、事業再開後の再雇用が予定されていても受給できます。また、自己都合等で離職した場合も、給付制限期間が通常2か月から1か月に短縮され、給付開始時期が早まります。

<雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）>

○ 申請者

事業主（医療機関）＋スタッフ

○ 申請の流れ

① 事業主 ↓	雇用保険被保険者休業証明書を記載し、ハローワーク（居住地外でも可）に提出 ※ スタッフが離職している場合は雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を提出
② ハローワーク ↓	休業票または離職票をスタッフに送付
③ スタッフ	休業票または離職票、本人確認書類をハローワークに持参 ※ 医療機関が書類の提出が困難な場合は、スタッフが身分証明書や賃金 が確認できる書類を持参 ※ 書類がない場合はハローワークに相談

○ 問合せ先

最寄りのハローワーク（七尾：電話 0767-52-3255）

○ 参考資料

厚生労働省作成「令和6年能登半島地震に伴う労働基準法や労働契約法等に関するQ & A」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001186969.pdf>

2. 医療機関が利用できる補助金・融資

<概要>

(1) 災害復旧費補助金

⇒ 休日当番医を行う医療機関等に建物や設備の復旧費用が補助されます

(2) なりわい再建支援補助金

⇒ 施設・設備の復旧費用が補助されます

(3) 福祉医療機構の災害復旧資金（貸付）

⇒ 増改築資金、機械購入資金、運転資金について融資等が受けられます

(4) 日本政策金融公庫、信用保証協会の資金繰り支援

⇒ 災害復旧のための設備資金・長期運転資金の融資と保証が受けられます

(5) 【参考】第2回石川県物価高騰対策支援事業

⇒ 光熱費・食費等の高騰分を一時金の支給により支援する事業（2回目）です

(1) 災害復旧費補助金

自然災害で医療機関等が被災した場合、一定の要件に該当する医療機関等はその建物等の復旧費用の一部について補助を受けられます。**この事業の活用を希望する場合は2月26日（月）までに県医療対策課に必要書類を提出する必要があります。**

◆ 石川県健康福祉部医療対策課ホームページ > 医療機関への各種お知らせ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan_oshirase.html

「R6年（2024年）能登半島地震により被災した医療機関等に係る災害復旧費補助金の活用意向について」

○ 対象となる医療機関

会員医療機関で主に該当すると思われる項目について掲載します。すべての対象については県医療対策課のホームページに掲載されている厚労省の案内等をご確認ください。

① 医科診療所

- ・在宅当番医制診療所…災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所
- ・時間外診療実施診療所…災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1・2・3の届出
- ・在宅医療実施診療所…都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施

② 歯科診療所

- ・在宅当番医制歯科診療所…災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所
- ・在宅医療実施歯科診療所…都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）

を実施

③病院

- ・救急告示病院
- ・病院群輪番制病院及び共同利用型病院
- ・在宅当番医制病院…災害救助法の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院
- ・在宅医療実施病院…都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施

○ 対象となる費用

- ✦ 建物及び建物附属設備の復旧費用
- ✦ 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- ✦ 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 復旧費用が1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

※ 復旧のための費用合計（税込）が80万円に満たない場合は対象外

○ 補助率

2分の1補助（公的医療機関は3分の2）

○ 申請方法

<提出書類>

医療施設等災害復旧費 協議書（様式1）、同実地調査表（様式2）

※ 様式1, 2は県医療対策課のホームページからダウンロードしてください

※ 国による実地調査が行われます。その際には上記様式1, 2のほかに図面、復旧前の被災箇所すべての写真、復旧費の積算根拠（見積書）等の資料も必要となります

<書類提出締切>

2024年2月26日（月） ← 締切間近

○ 提出先（メールで提出）

石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ 田島

メールアドレス kousuke.tajima@pref.ishikawa.lg.jp

○ 問い合わせ

石川県医療対策課 医療指導グループ（田島） 電話 076-225-1433 FAX 076-225-1434

メールアドレス kousuke.tajima@pref.ishikawa.lg.jp

※問い合わせは可能な限りメールで、とのこと。

（2）なりわい再建支援補助金

被災した中小企業者等が、施設や設備の復旧に要する費用について下記の助成を受けることができます。公募期間と公募用のホームページはこれから公表されます。

○ 助成対象

石川県等に所在する令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等（個人事業主や医療法人も対象となります）

○ 補助率と補助上限

<補助率> 中小企業・小規模事業者：4分の3以内

<補助上限> 石川県内の事業者：最大15億円、一部5億円まで定額補助

○ 対象となる費用

建物（登記してあるもの）および設備（資産計上してあるもの）の復旧費用

○ 事前に準備する事項

<公募開始前に復旧工事に着手する場合>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象

- (1) 復旧に要した見積書（原則相見積もり）
- (2) 復旧が完了した人は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての人>

- (1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管
- (2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）
- (3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管

例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

○ 問合せ先

なりわい再建補助金問合せ先 0570-076-225（9:00～18:00 土日祝含む）

（3）福祉医療機構の災害復旧資金（貸付）

○ 対象となる医療機関

能登半島地震により被災した災害救助法適用市町の民間診療所・民間病院

○ 取扱期間

令和6年7月31日まで

○ 窓口

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

電話 03-3438-9937 FAX：03-3438-0659

https://www.wam.go.jp/hp/recovery_r6_01_noto/

○ 融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

⇒次ページの表参照

		建築資金	機械購入資金	長期運転資金
対象機械		-	診療所：医療機器・備品 (1品10万円以上) 病院：高額医療機器 (1品5,000万円以上)	-
貸付限度額		所要額の100%	所要額の100%	診療報酬の3カ月分
貸付利率	当初3年間	7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9%	7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1%	
	4年目以降	基準金利同率	基準金利同率	
償還期間		◆建築購入 耐火20年以内(病院は30年以内) その他15年以内 ◆賃借 敷金・保証金15年以内 権利金5年以内	8年以内 ※先進医療機器は 13年以内	15年以内

(4) 日本政策金融公庫、信用保証協会の資金繰り支援

<日本政策金融公庫による制度>

○ 令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震で、①直接被害を受けた中小企業者(罹災証明書等が必要)、②間接被害を受けた中小企業者、③地震の影響で業況が悪化している中小企業者に対して、災害復旧のための設備資金・長期運転資金を融資する制度です。貸付限度額は、①②の個人事業主は上乗せ6000万円、③の個人事業主は別枠4800万円です。また、①の場合、貸付利率を0.9%引き下げる特別措置も実施されています。

○ コロナ資本金劣後ローンの貸付利率の特例措置

災害救助法適用地域(野々市市と川北町以外)に所在し、今般の地震で直接被害を受けた事業者を対象に、決算が黒字であっても、その業績にかかわらず、当面1年間は一律0.5%の貸付利率が適用されます。罹災証明書等が必要です。取扱開始時期はこれから通知されます。

○ 問合せ先

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9:00~17:00)

<信用保証協会による制度>

○ セーフティネット保証 4 号（信用保証制度）

災害救助法適用地域（野々市・川北町以外）に所在し、直接的・間接的に被害を受け、売上等が減少している中小企業者に、通常の保証限度額とは別枠で融資額の 100%を保証する制度です。市町村が発行する認定書が必要となります（売上高が 20%以上減少）。

○ 災害関係保証（信用保証制度）

災害救助法適用地域（野々市・川北町以外）に所在し、直接被害を受けた中小企業者に対し、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入金の 100%を保証する制度です。罹災証明書等が必要となります。

○ 伴走支援型特別保証（コロナ借換保証）

「伴走支援型特別保証」の利用時の要件に「災害関係保証」も追加することで、事業再建資金の借入れの保証料を 0.2%まで引き下げるとともに、災害救助法適用地域（野々市・川北町以外）に事業所を有し、今般の地震で直接被害を受けた事業者を対象に、申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています（後日正式な提出が必要）。

○ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

災害救助法適用地域（野々市市と川北町以外）に所在し、直接被害を受けた事業者に対し、ゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）等の既存債務を条件変更する際に生じる信用保証料をゼロにするものです。申込日にかかわらず発災（令和 6 年 1 月 1 日）以降に遡って適用されます。

○ 問合せ先

- ✦ 取引のある金融機関
- ✦ 石川県信用保証協会
保証課 076-222-1522（平日 9:00~17:10）
経営支援課 076-222-1550（平日 9:00~17:10）

<特別相談窓口>

- ✦ 輪島・珠洲：石川県商工労働部経営支援課（電話 076-225-1525）
- ✦ その他の地域：各地の商工会議所 など

(5) 【参考】 第2回石川県物価高騰対策支援事業

○ 支給対象施設

令和5年12月1日時点で石川県内に所在しており、申請日時点で稼働し、事業継続予定の医療機関・福祉施設等（公立施設は除く）。申請日時点で事業を実施していない（休止含む）医療機関・福祉施設等は支給対象外ですが、能登半島地震の被災に伴い、申請日時点で一時的に事業を実施していない医療機関・福祉施設等は支給対象となります。

○ 支給金額

- (1) 病院・有床診療所（保険医療機関に限る）

許可病床数×2万2000円

3床以下の場合は7万円

- (2) 無床診療所（医科・歯科）（保険医療機関に限る）

1施設あたり7万円

○ 申請方法

<提出物>

- ① 第2回石川県物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）
- ② 振込先の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が読み取れるもの（通帳の表紙裏面のコピー等））

<提出方法>

下記ホームページのWEB申請フォームまたは郵送（簡易書留等、追跡可能な方法）により、運営事務局まで提出する。ホームページ：<https://ishikawa-shien.jp/bukka/>
※対象施設には運営事務局から事業案内チラシに同封して「申請コード」が通知されています。申請にはこの「申請コード」が必要となります。事業案内が届いていない場合や申請コードが不明の場合は下記運営事務局にお問い合わせください。

○ 申請受付期間

令和6年1月15日（月）～**令和6年3月8日（金）←締切間近**

○ 運営事務局・問い合わせ先・申請書提出先

石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営事務局
〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町
電話 076-231-3290（9:00～17:00 土日祝除く）

3. 税金の特別措置

<概要>

県税・国税・市町村税について、納付期限延長や減免などが受けられます

(1) 県税

① 納付期限の延長

石川県又は富山県に住所を有する人（法人含む）は、令和6年1月1日以降に期限が到来する地方税法又は石川県条例に基づき石川県に対して申告・納付する手続きの期限が自動的に延長されます（延長後の期限は後日定める日まで）。一部対象外のものがあります。

② 減免

天災により被害を受けた人は、申請により、自動車税（種別割）の減免、個人事業税の減免、不動産取得税の減免を受けられます。

③ 納税猶予

○ 問合せ先

石川県総務部税務課 電話 076-225-1271

(2) 国税

① 納付期限の延長

石川県及び富山県に納税地のある人（法人含む）は、令和6年1月1日以降に期限が到来する国税の申告・納付等の期限が全ての税目で自動的に延長されます（延長後の期限は後日定める日まで）

② 納税猶予

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります

③ 所得税等の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた人は、確定申告で、▽所得税法に定める雑損控除の方法、▽災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。

○ 問合せ先

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901

(3) 市町村税

① 納付期限の延長 ② 減免 ③ 納税猶予

○ 問合せ先

お住まいの市町

4. 社会保険料の特別措置

<概要>

社会保険料の支払猶予や減免が受けられます

(1) 医療保険・介護保険の保険料の減免等

災害等により保険料の支払いが困難になった場合には、申請によって保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

○ 問合せ先

保険者、お住まいの市町

(2) 国民年金保険料の免除等

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた人は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

○ 問合せ先

✦ 被災者専用フリーダイヤル 0120-808-678

受付時間 月曜日 8:30~19:00

火~金曜日 8:30~17:15

第2土曜日 9:30~16:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日 19:00まで

✦ お住まいの市町

(3) 厚生年金保険料等の納付期限等の延長

石川県および富山県に所在地のある事業主等は、令和6年1月1日以降に到来する厚生年金保険料等（厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金）の納付期限が自動的に延長されます。

○ 問合せ先

✦ 被災者専用フリーダイヤル 0120-808-678 ※受付時間は上記(2)参照

✦ お近くの年金事務所（七尾：電話 0767-53-6511）

(4) 労働保険料等の納付期限等の延長

石川県および富山県に所在地のある事業主は、令和6年1月1日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限等が自動的に延長されます（延長後の期限は後日定める日まで）。

○ 問合せ先

石川労働局（電話 076-265-4432）

5. 中小企業退職金共済制度・財形制度の特別措置

<概要>

(1) 中小企業退職金共済制度（中退共）

⇒ 掛金の納付期限を最長1年間延長、共済手帳・共済証紙の再交付が可能です

(2) 勤労者財産形成促進制度

⇒ 勤労者財産形成財形持家融資制度の返済方法の変更措置や、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の非課税払出しの制度があります

(1) 中小企業退職金共済制度（中退共）

<掛金の納付期限の延長>

○ 延長できる期間

2024年2月分～2025年1月分まで

○ 申請方法

郵送もしくはFAX ※関係機関の証明書は不要

○ 問合せ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部 電話：03-6907-1234（9:00～17:15 土日祝除く）

(2) 勤労者財産形成促進制度（財形制度）

勤労者退職金共済機構が行う財形持家転貸融資を返済中の人は、被災の程度に応じて返済方法を変更することができます。なお、住宅等に被害を受け、新たに財形持家転貸融資の申込みをする場合には、貸付金利引下げ等の措置が行われます。

○ 問合せ先

★ 現在返済中の財形融資業務取扱金融機関

★ 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部 回収・会計課 債権管理係

電話 03-6731-2945

6. 公共料金等の特別措置

<概要>

放送受信料、電気使用料、電話料金等が免除される場合があります

(1) NHK 放送受信料の免除

災害救助法適用地域（石川県では野々市・川北以外）で半壊・半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、申請により、2024年1月から2月までの2カ月間、放送受信料が免除になります。

○ 問合せ先

金沢放送局経営管理企画センター

〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10

電話 076-264-7010（平日 10:00~17:00）

(2) 北陸電力の電気料金 支払期日延長と免除

家屋損壊等の被害を受けた人について、申請により、電気料金の支払期日延長や不使用月の電気料金等が免除になります。

○ 問合せ先

北陸電力 電話 0120-776453

(3) NTT 西日本の電話料金等免除

避難指示等により電話が使用できなかった人や建物損壊等で電話が利用できなかった人について、申告により、その期間の基本料金等が免除になります。

○ 問合せ先

局番なしの「116」（携帯電話からは0800-2000116）

※上記以外にも特別措置が示されている可能性があります。各事業者にお問い合わせください。

7. 債務整理支援

<概要>

住宅ローンや事業資金の債務者が破産手続をせずに債務免除が受けられます

○ 内容

住宅ローンを借りている個人や事業資金を借りている個人事業主で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった人は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。

○ メリット

- ✦ 財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。
- ✦ 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。
- ✦ 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

○ 対象

自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができない、または近い将来弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者

○ 問合せ先

ローンの借入先

■ 災害被災者の皆様への生活支援窓口案内 (ガイドブック)

石川県行政評価事務所は、石川県の生活支援窓口をまとめたガイドブックを作成しています。被災者向けにどのような支援があるのかを確認するにも便利です。併せてご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf

